3歳未満児受入れ対策及び乳児保育促進事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、育児休業の普及等に伴い、増大している3歳未満児の保育需要に積極的に対応していくため、3歳未満児の円滑な受入れを促進するとともに、特に、乳児の入所については、年間を通じた入所児童数の変動があることから、各々の私立保育所等及び認定こども園において安定的に乳児保育を実施できるよう、必要となる経費の一部を補助することにより、待機児童の解消と入所児童の福祉向上に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 私立保育所等 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第35条第4項の規 定により認可を受けた保育所及び同法第34条の15第2項の規定により認可 を受けた家庭的保育事業等を実施する施設をいう。
 - (2) 認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第17条第1項の規定により認可を受けた幼保連携型認定こども園をいう。
 - (3) 3歳未満児 入所日(前年度から引続き入所している児童においては当該年度初日)において3歳に達していない児童をいう。
 - (4) 乳児 入所日(前年度から引続き入所している児童においては当該年度初日) において1歳に達していない児童をいう。
 - (5) 算定基準 「特定教育・保育等に要する費用算定基準等の制定に伴う実施上の 留意事項について」(平成27年3月31日府政共生第350号・26文科初第 1464号・雇児発0331第9号)に定める、基本分単価における年齢別配置 基準をいう。

(対象施設の要件)

- 第3条 事業の適用を受けようとする私立保育所<u>等</u>及び認定こども園は、次の各号に 定める要件を満たしていなければならない。
 - (1) 私立保育所等及び認定こども園全体の職員(常勤的非常勤職員を含む。)配置において児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号)及び算定基準に定める職員配置を満たしていること。
 - (2) 3歳未満児の保育士配置にあっては、乳児の数を3で除した数と1・2歳児(3歳未満児のうち、乳児を除く者をいう。)の数を6で除した数の合計人数(小数点以下を切り上げ)以上の保育士を配置していること。

(補助対象)

第4条 市は、私立保育所等及び認定こども園において、乳児3人に対して保育士1人、1・2歳児6人に対して保育士1人の割合で、3歳未満児に対して保育士を整数配置するために必要な人件費等の一部(以下「3歳未満児受入れ対策事業費」という。)及び乳児保育の実施のために保育士を配置するための人件費等の一部(以下「乳児保育促進事業費」という。)を、予算の範囲内で補助するものとする。

(助成額)

- 第5条 1保育所等及び認定こども園当たりの助成額は、次により算定して得た額とする。
- 1 3歳未満児受入れ対策事業費

Aの値の区分に応じ、次表に定める補助単価 × 該当月数

A の値	補助単価
5	142,700円
4	114,160円
3	85,620円
2	57,080円
1	28,540円

「A」: 各月初日の乳児数を3で除した数及び1・2歳児数を6で除した数の合計(小数点第2位以下を切り捨て)・・・a

A = (a の値の小数点第1位を切り上げた整数 - a) x 6 (小数点以下を切り捨て)

2 乳児保育促進事業費

児童福祉法第24条の規定に基づき入所している者のうち、乳児の定員が6名以上で、乳児保育にもっぱら従事する保育士を1名以上雇用する私立保育所等及び認定こども園に対し、年額882,000円を限度として補助する。ただし、認可初年度の私立保育所等及び認定こども園を除く。

(使途の制限)

第6条 助成を受けた施設の設置者は、助成を受けた資金を助成の対象となった事業 以外に使用してはならない。

(調査・報告等)

第7条 川西市教育委員会(以下「委員会」という。)は、必要があると認めるときは、設置者に対し、補助金の交付に関し必要な事項を調査し、報告を求めることができる。

(補則)

第8条 この要綱に定めのあるもののほか必要な事項は、委員会が別に定める。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。